

○さいたま市立学校給食センター条例

平成 13 年 5 月 1 日

条例第 121 号

(設置)

第 1 条 さいたま市の学校給食の調理等の業務を補完するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、さいたま市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)をさいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号に設置する。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(管理)

第 2 条 給食センターは、市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(業務)

第 4 条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の調理及び運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な業務

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(運営委員会)

第 5 条 給食センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一部改正〔平成 26 年条例 18 号〕)

附 則

この条例は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 27 日条例第 20 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 26 日条例第 67 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日条例第 52 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 11 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 18 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。